

## 社会福祉法人和泉会 役員等報酬規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人和泉会の定款第八条及び第二一条の規程に基づき、役員等の報酬について定める。

### (定義)

第2条 この規程において、役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて「役員等」という。

### (報酬額の算定方法)

第3条 評議員に対する報酬の額は、別表1に定める額とする。

2 理事に対する報酬の額は、別表2に定める額とする。

3 監事に対する報酬の額は、別表3に定める額とする。

### (旅費等)

第4条 役員等が法人または施設の業務のために理事長の指示を受けて出張したときは、旅費（宿泊費を含む。以下同じ。）を支給することができる。

2 旅費は、当該役員帰任後に、当該役員等による証憑書類を添付した請求に基づく実費で支払う。

3 第2項の定めにかかわらず、理事長が必要と認めるときは、必要に応じて事前に規程額を支払い、当該役員等の帰任後に精算することができる。

### (費用弁償)

第5条 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要するときは、当該費用を支給する。

### (改正)

第6条 本規程の改正は、社会福祉法人和泉会評議員会の議決を持って行う。

### (公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給を基準として公表する。

### 附則

1. この規程は、平成29年6月17日より施行する。

#### 別表 1

評議員会に出席した場合、報酬として日額 10,315 円を支給する。但し、和泉会定款第八条の規程により年間総額 30,000 円を上限とする。

#### 別表 2

理事の職務を行う役員等について、報酬として年額 124,800 円を支給する。

#### 別表 3

監事の職務を行う役員等について、報酬として年額 124,800 円を支給する。